

令和3年第4回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火曜日)午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君

財 政 課 長 江 澤 卓 哉 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 今 井 隆 幸 書 記 山 本 裕 喜

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日は、令和3年第4回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多用の中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、本臨時会でございますが、条例議案2件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和3年第4回長南町議会臨時会を開会します。

（午前10時30分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 加藤喜男君

11番 丸島なか君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、板倉正勝君。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、昨日、委員会を開催し、令和3年第4回臨時会の議会運営について協議、検討いたしました。

本臨時会に付議される事件は、条例の一部改正の計2議案が提出されるほか、議員発議1件が予定をされておりあります。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日30日の1日とすることに決定をいたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和3年第4回長南町議会臨時会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案2件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

また、林 義博君ほか5名から発議1件を受理しましたので報告します。

なお、受理した議案及び発議等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本臨時会の議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和3年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果及び同法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和3年度の定期監査結果についても、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国・県の勧告に基づく給与等（期末手当）の改定に準拠し、一般職及び特別職の給与等に関する条例の一部をそれぞれ改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

〔総務課長 三十尾成弘君登壇〕

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、一括して内容の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料1ページ、また併せまして議案書の2ページをご覧くださいと思います。

改正の趣旨でございますが、本年の人事院勧告、人事委員会勧告及び報告に基づきまして、一般職の職員の給与等（期末手当）を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げ、期末勤勉手当を4.3月分とし、引下げ分については、勧告内容に準じて期末手当を引き下げるものでございます。

議案書2ページのほうをご覧くださいと思います。

まず第1条では、一般職の職員の給与等に関する条例第18条第2項中、一般職の本年12月期の期末手当「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、第3項中、再任用職員の本年12月期の期末手当「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」へ改めるもので、再任用職員は「100分の112.5」を「100分の62.5」に読み替えるものとなっております。

第2条は、一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項中、一般職の令和4年6月期、12月期それぞれの期末手当「100分の112.5」を「100分の120」に改め、第3項中、再任用職員の令和4年6月期、12月期それぞれの期末手当「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改めるもので、再

任用職員は「100分の120」を「100分の67.5」に読み替えるものでございます。

対象といたしましては、一般職、再任用職員、また会計年度任用職員となります。

次に、参考資料2ページのほうを併せてご覧いただきたいと思います。

第3条では、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項中、本年12月期の期末手当「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改めるものです。

第4条は、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項中、令和4年6月期、12月期それぞれの期末手当「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

対象といたしましては任期付職員となりますが、現在対象者はおりません。

附則といたしまして、この条例は令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の3ページから7ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の8ページ、併せまして議案書4ページをご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、人事院勧告、人事委員会勧告及び報告に基づきまして、一般職と同様に期末手当について改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案書4ページになります。

第1条では、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項中、本年12月期の期末手当「100分の222.5」を「100分の207.5」に改めるものでございます。

第2条では、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項中、令和4年6月期、12月期それぞれの期末手当「100分の207.5」を「100分の215」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の9ページ、10ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

大変雑駁な説明でございましたが、以上で議案第1号及び議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決いただけるようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第1号及び議案第2号の内容の説明は終わりました。

日程第5、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質問者及び答弁者は自席にて着座で発言をするようお願いいたします。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） この提案の理由について確認をさせていただきます。

これは人事院勧告が出まして、それを国のほうは遅れて、この12月期の改正では間に合わないという話を聞いております。しかし、千葉県では10月に人事委員会でこういう決定がされて、それが間に合ったと。

ただ、この判断は、首長が判断できる事案だということで、多少の市や県についてはずれ込むところもあると聞いております。首長判断ができるんですが、あえて早期に実施するというこの町長のお考えだと思っておりますが、一応それについて一言回答を願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 先ほど説明の中でも触れさせていただきました。あくまで人事院勧告、人事委員会の勧告、これに基づいてでございますので、国の国会での審議というのではなく、勧告に基づいて、長南町のほうは人事委員会等はありませんので、地方公務員法に基づいた一般社会との情勢に適応するというので、今回、議案として提出させていただいたものでございます。

以上です。

○7番（森川剛典君） そういう判断の下に、早期に間に合ったということで実施するという考えでよろしいですね。

○総務課長（三十尾成弘君） はい。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の反対討論をいたします。

期末手当は2年連続の引下げであり、新型コロナウイルスの収束と新型コロナウイルス禍の下で、町民の生活を支えるために奮闘している職員に対して士気を下げるものとなりかねず、冷たい仕打ちと言わなければなりません。

また、民間との賃下げの負の連鎖を断つこともできません。人事院勧告は、公務員の労働基本権を制限する代替措置であり、そもそも引下げの勧告などはあり得ないし、引下げを認めることはできませんので、議案第1号には反対をいたします。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、林 義博君。

○2番（林 義博君） 議案第1号、一般職の給与改正について賛成討論を行います。

本案につきましては、国の人事院、県の人事委員会の勧告に基づき、民間との期末手当支給割合の均衡を図るため、勧告に準じた改正内容であります。民間との格差是正することは真にやむを得ないものと判断をし、本案については賛成するものです。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第7、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番、林 義博君。

〔2番 林 義博君登壇〕

○2番（林 義博君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、執行部の提案理由の説明がありましたように、千葉県人事委員会の勧告では、本年の民間給与との較差の状況及び国の人事院勧告の内容を勘案し、期末勤勉手当を民間の支給割合に見合うよう引下げを行おうとするものであります。

私ども議会議員においては、これまで特別職の条例改正の内容に応じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を行ってまいりました。つきましては、特別職と同様、千葉県人事委員会の勧告及び国の人事委員会勧告に基づき、議会議員の期末手当について条例改正をお願いするものでございます。

ここからは、改正内容について多少申し上げます。

第1条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の第6条第2項中「100分の222.5」から「100分の207.5」に改めるもので、年間支給月数を現在の4.45月分から4.30月分とするものです。

第2条は、同条例の第6条第2項中「100分の207.5」から「100分の215」に改めるもので、年間支給月数を4.30月分とするものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和3年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定につきましては令和4年4月1日からの施行となります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきましてご賛同くださるようお願い申し上げます。発議第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回長南町議会臨時会を閉会します。

(午前10時59分)